

もりぐち児童クラブ 「登録児童室」の閉室日

令和8年度からもりぐち児童クラブ「登録児童室」の閉室日が下記のとおり変更となりました。
閉室日…日曜日、祝日、
8月13日～15日、12月29日～1月4日
問子育て支援政策課
TEL06-6992-1228

こどもの意見表明権を 大切に社会へ

「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」とは、こどもたちが持つさまざまな権利を守るための国際的な取り決めです。日本は1994年にこの条約を批准しました。
この条約で示されている「4つの原則」は、こどもの権利を考える上で基本となる大切な考え方です。
1.差別のないこと
2.こどもにとって最もよいこと
3.命を守られ成長できること
4.意見を表明し参加できること
この4つの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律「こども基本法」の基本理念にも採り入れられています。そこでは、こどもたちが自分に関わることにについて自由に意見を表すこと、そしてその意見が尊重されること(意見表明権)が定められています。

問子育て支援政策課
TEL06-6992-1665



消防吏員採用試験

令和9年4月採用
採用人数 5人程度
第1次試験(筆記)
時9月26日(土)
場守口市門真市消防組合消防本部(門真市殿島町7-1)
申オンライン申請
8月3日(月)～9月9日(水)※予定
受験資格などの詳細はホームページにて確認してください。

問守口市門真市消防組合消防本部
総務課人事教養係
TEL06-6906-1303



児童扶養手当・特別児童扶養 手当現況届の提出

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者で、現況届の提出が必要な人にはお知らせを送付します。期日までに必ず提出してください。
現況届の提出がない場合、手当が支給されないことがありますので、注意してください。
児童扶養手当現況届 受付期間
時8月3日(月)～31日(月)
9:00～17:00
特別児童扶養手当現況届 受付期間
時8月12日(水)～9月11日(金)
9:00～17:00
場市役所3階子育て支援政策課
備提出方法、夜間・休日開庁などの詳細は送付するお知らせを確認してください。
注児童扶養手当の現況届は原則来庁が必要です。
問子育て支援政策課
TEL06-6992-1647

8月は「こども110番」月間

地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。
こどものみなさんは、次の5つの約束を守りましょう。
①1人で遊びません
②知らない人について行きません
③つれて行かれそうになったら大声を出してたすけをもとめ、「こども110番の家」へにげこみます
④だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言うてから出かけます
⑤お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます

こどもたちが登下校や遊びで外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。
協力していただける人は、下記まで連絡してください。
問コミュニティ推進課
TEL06-6992-1520



障がい者(児)各種手当の 現況確認

内特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している人へ、8月に現況届を送付します。期限までに必ず必要書類を提出してください。
申8月12日(水)～9月11日(金)
手当の案内
▽特別障がい者手当
20歳以上で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別な介護が必要な障がい者に対して支給される手当
対在宅で生活しており、①～③のいずれかに該当する人
①身体障がい者手帳1・2級(障がい別等級)程度の異なる身体障がい
②重度の身体障がいと最重度の知的障がい
③重度の精神障がいまたは最重度の知的障がい
④在宅で生活しており、①～③のいずれかに該当する人
▽障がい児福祉手当
20歳未満で重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護が必要な障がい児に対して支給される手当
対在宅で生活しており、①～③のいずれかに該当する人
①身体障がい者手帳の1・2級(障がい別等級)程度の身体障がいがある人
②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり、常時介護を要する人
③最重度の知的障がいまたは精神の障がいがある人で、日常生活において常時介護を要する人
④身体の障がいまたは重度の知的障がいもしくは精神の障がい
⑤その他の戸籍書類など

備障がいの程度により、認定請求に必要な提出書類が異なります。また、所得制限がありますので、事前に相談してください。

問障がい福祉課
TEL06-6992-1630
FAX06-6991-2494



メール

戦没者などの遺族の皆さんへ 第十二回特別弔慰金が 支給されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき支給されるものです。
支給対象者
令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給されます。
戦没者などの死亡当時の遺族で
1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
注戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(おい・めいなど)
注戦没者などの死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容
額面275,000円
5年償還の記名国債
請求期間
令和10年3月31日(金)まで
請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができません。

必要書類など
①【必須】請求書
②【必須】現況申立書
③【必須】請求者の戸籍抄本
注令和7年4月1日(基準日)現在のもの
④【必須】本人確認書類
⑤その他の戸籍書類など
請求者の状況により、その他の戸籍書類などが必要です。
※①②は地域福祉課(市役所3階34番窓口)で配布しています。
問地域福祉課
TEL06-6992-1570

北方領土問題広報・ 啓発パネルを展示

北方領土(歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島の北方四島)は、我が国固有の領土です。しかし、現在もロシアによる法的根拠のない占拠が続いています。
市では、北方領土の早期返還の実現に向け市民の皆さんに理解を深めていただくため、北方領土問題に関する広報・啓発パネルを展示します。
時8月25日(火)～30日(日)
場市役所1階正面玄関ロビー
問市長室
TEL06-6992-1302



還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATM(現金自動預払機)で直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。
市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。
このような不審な電話には、絶対に応じないでください。
問保険課
TEL06-6992-1545

近畿財務局多重債務 無料相談窓口

専門の相談員が話を聞き、解決方法を無料でアドバイスします。
時月～金曜日(祝日除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
TEL06-6949-6523

お知らせ

大阪府からのお知らせ

個人事業税
第1期分納期限…8月31日(月)
8月に第1・2期分の納付書をまとめて送付しますので、納付時に間違いのないよう注意してください。
注口座振り替え利用者除く。
年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

納期限
第1期分…8月31日(月)
第2期分…11月30日(月)
納付方法
▽府税事務所
▽大阪府内の各郵便局
▽府の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融
▽コンビニ・MMK設置店
▽「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応した金融機関やスマートフォン決済アプリ
▽「地方税お支払いサイト」を利用した納付

また、納付期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度も利用してください。
※納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、早めに相談してください。
詳しくは、府税ホームページ「府税あらかると」で検索！
問北河内府税事務所
TEL072-844-1331

個人市市民税のよくある質問 ～収入金額と所得金額の違い～

事業収入(自営業の人など)の場合、その事業の売り上げから必要経費を差し引き、残った金額が利益となります。この「売り上げ」が収入金額、「利益」が所得金額にあたります。
収入が給与や公的年金の場合、必要経費に相応する金額が決められていて、給与収入や年金からその金額を差し引いた後のものが所得金額になります。
問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456